

換地後に行く

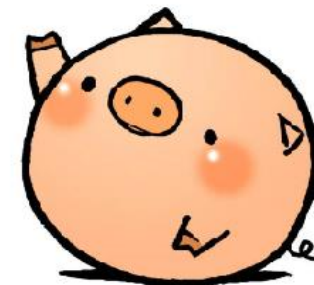
住所変更に伴う手続一覧表

この手続一覧表は、区画整理が換地した後の主な各種手続について、事前にご確認いただくためのものです。

区画整理が換地した後に新旧住居表示が記載された証明書を送付いたしますので、**証明書がお手元に届いてから、各種手続を行ってください。**

詳細は記載の担当窓口もしくは関係官公庁・団体等へお問い合わせください。

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 市役所・保健所での手続 | P2～ |
| 2 保健所での手続 | P5～ |
| 3 市役所以外の官公庁・団体での手続 | P6～ |



前橋市マスコットキャラクター ころとん

※決定通知の際には、本手続一覧表は同封いたしませんので、大切に保管するようにしてください。

1 市役所・保健所での手続

書き換えの対象となるもの		担当窓口
個人番号カード(顔写真付)	担当窓口にて新住所を記載します。 ※暗証番号の入力が必要になります。	1階5番 市民課 マイナンバーカード係 《直通》027-898-6172
住民基本台帳カード(顔写真付)	担当窓口にて新住所を記載します。 ※カード作成時の暗証番号の入力が必要になる場合があります。 ※顔写真の印刷されていないタイプの住基カードをお持ちの方は手続の必要はありません。	【支所】大胡・宮城・粕川・富士見・城南 【市民サービスセンター】 上川淵・桂萱・東・元総社・南橋
在留カード、特別永住者証明書および上記2つの証明書とみなされる証明書(外国人登録証)	担当窓口にて新住所を記載します。旧住所が書かれた在留カード、証明書類をお持ちください。	1階5番 市民課 住民係 《直通》027-898-6122 【支所】大胡・宮城・粕川・富士見・城南 【市民サービスセンター】 上川淵・桂萱・東・元総社・南橋
介護保険証(介護保険被保険者証)	担当窓口にてその場で書き換えます。古い保険証をお持ちください。	1階12番 介護保険課 《直通》027-898-6158 【支所】大胡・宮城・粕川・富士見・城南 【市民サービスセンター】 上川淵・桂萱・東・元総社・南橋
介護保険の各種減額認定証、負担割合証	担当窓口にてその場で書き換えます。古い証をお持ちください。 ※一部認定証については、後日郵送での交付となります。	1階12番 介護保険課 《直通》027-898-6157 【支所】大胡・宮城・粕川・富士見・城南 【市民サービスセンター】 上川淵・桂萱・東・元総社・南橋

書き換えの対象となるもの		担当窓口
身体障害者手帳 療育手帳 特別児童扶養手当証書	担当窓口にて変更届をご提出いただき、その場で書き換えます。古い手帳または古い証書・印鑑をお持ちください。	
特別障害者・障害児福祉・経過的福祉の各手当 在宅重度障害児手当	担当窓口に変更届をご提出ください。印鑑をお持ちください。	保健所1階 障害福祉課 ≪直通≫027-220-5711 【支所】大胡・宮城・粕川・富士見
自立支援医療(更生・育成)受給者証	担当窓口にて変更届をご提出いただき、後日郵送します。古い受給者証・印鑑をお持ちください。	
障害福祉サービス受給者証(身体・知的) 障害児通所受給者証	担当窓口にてその場で書き換えます。古い受給者証をお持ちください。	保健所1階 障害福祉課 ≪直通≫027-220-5712
心身障害者扶養共済加入(年金)証書	担当窓口にて変更届をご提出いただき、その場で書き換えます。古い証書・印鑑をお持ちください。	保健所1階 障害福祉課 ≪直通≫027-220-5714
障害福祉サービス受給者証(精神)	担当窓口にてその場で書き換えます。古い受給者証をお持ちください。	保健所1階 保健予防課 ≪直通≫027-220-5787
精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療(精神通院)受給者証	担当窓口にて変更届をご提出いただき、後日郵送します。古い手帳または古い受給者証をお持ちください。	保健所1階 保健予防課 ≪直通≫027-220-5787 【支所】大胡・宮城・粕川・富士見

新住所を記載したものを郵送(手続きの必要なし)		担当窓口
国民健康保険被保険者証	住所変更に伴い、新住所表記の変更後に国民健康保険被保険者証を郵送します。それまでは旧住所の被保険者証をご使用ください。	2階21番 国民健康保険課 賦課係 《直通》027-898-6250
高齢受給者証 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証	新住所の証を変更後に郵送します。それまでは、旧住所の証をご使用ください。	2階22番 国民健康保険課 国保医療係 《直通》027-898-6249
後期高齢者医療被保険者証 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 福祉医療費受給資格者証 (子ども、母子・父子、重心、高齢重度)	新住所の証を変更後に郵送します。それまでは、旧住所の証をご使用ください。	2階23番 国民健康保険課 医療給付係 《直通》027-898-6253

※旧証は、担当窓口又は下記の窓口にお返しいただくか、ご自身で責任を持って処分してください。
【支所】大胡・宮城・粕川・富士見・城南 【市民サービスセンター】 上川淵・桂萱・東・元総社・南橋

その他の手続について		
国民年金・厚生年金(老齢・障害・遺族)を受給している方	住所の変更が必要な場合がありますので、前橋年金事務所へお問い合わせください。	前橋年金事務所 お客様相談室 027-231-1709 (アナウンスに従って「1」に続き「2」を選択) 1階9番 市民課年金係の窓口でも ご確認いただけます。 《直通》027-898-6254
幼稚園、前橋市立以外の保育園・学校等	幼稚園、学校等に住所が変わったことを報告してください。	

手続の必要がないものについて	
児童手当・児童扶養手当を受給されている方	水道局
前橋市立の保育所、小中学校	法人(本社・支店等)の所在地変更

2 保健所での手続

事柄	該当者(法人等を含む)	手続期間	提出書類	担当窓口	問い合わせ先
環境衛生六法(理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場、公衆浴場)に係る変更届	許可書等をお持ちの方	換地日以降、お早めに手続を行ってください。		衛生検査課 生活衛生係	027-220-5777
食品営業許可申請事項変更届		住所変更の手続は必要ありません。許可書等の修正を希望される場合は、手続を行ってください。		衛生検査課 食品衛生係	027-220-5778
温泉利用許可に係る変更届	温泉利用許可をお持ちの方	直ちに住所変更の手続を行う必要はありません。他の変更時に併せて手続を行ってください。		保健総務課 医事業事係	027-220-5782
管理医療機器販売・貸与業者の変更届	左記の届出をした方				
高度管理医療機器販売・貸与業者の変更届	許可証をお持ちの方				
薬局開設者、医薬品販売業者等の変更届					
毒物劇物営業業者等の変更届	登録票をお持ちの方				
麻薬・覚醒剤に係る免許の記載事項変更届	免許証をお持ちの方				
診療所等開設届出事項一部変更届	診療所を開設している方				
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等法及び柔道整復師法の施術所開設届出事項変更届	施術所を開設している方				
歯科技工所開設届出事項変更届	歯科技工所を開設している方				
衛生検査所変更届書	衛生検査所を開設している方		直ちに住所変更の手続を行う必要はありません。他の変更時に併せて手続を行ってください。		
臨床検査技師法の衛生検査所の登録証明書の書換え		登録証明書の書換えを希望される場合は適宜	登録証明書書換え 交付申請書(様式第十)、登録所証明書		
医療法人の定款(寄附行為)変更認可申請	医療法人の代表者	換地日以降 お早めに	医療法人定款(寄附行為)変更認可 申請書 ※必要な書類等、詳しくは右記へお問い合わせください。		群馬県医務課 医療指導係 (前橋市大手町 1丁目1-1) 027-226-2532

3 市役所以外の官公庁・団体での手続

※提出書類一覧中の「証明書」=換地後の決定通知に同封する「証明書」です。

●健康保険・年金関係の手続について

事柄	該当者	手続先	手続期間	提出書類	摘要
健康保険任意継続被保険者住所変更届 (協会けんぽ加入者対象)	協会けんぽ加入の健康保険任意継続被保険者の方	全国健康保険協会 群馬支部 (本町二丁目2-12 スクエアビル4F)	換地日以降 お早めに	健康保険任意継続被保険者住所 変更届	詳細は全国健康保険協会群馬支部へお問い合わせください。届書の書式は協会健保ホームページからもダウンロードできます。 ※組合管掌健康の方は、健康保険組合へお問い合わせください。
健康保険・厚生年金保険適用事業所名称/所在地変更(訂正)届	実施区域内に適用事業所がある事業主	前橋年金事務所 (国領町二丁目19-12)	換地日以降 5日以内に	健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地名称/所在地変更(訂正)届 法人事業所の場合(所在地変更・名称変更) →法人(商業)登記簿謄本のコピー 個人事業所の場合(所在地変更) →事業主の住民票の写しのコピー 個人事業所の場合(名称変更) →公共料金の領収書のコピー	詳細は前橋年金事務所へお問い合わせください。 届出用紙は日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。

●自動車運転免許証・自動車登録の変更手続について

事柄	該当者	手続先	手続期間	提出書類	摘要
自動車運転免許証の住所変更届	自動車運転免許証をお持ちの方	群馬県交通安全協会 (元総社町80-14) または 群馬県総合交通センター (元総社町80-4)	換地日以降 すみやかに	運転免許証、証明書 (代理人の場合はほかに代理人依頼書が必要です。代理人が同居の親族等の場合は、事実確認ができる公的な証明でかまいません)	詳細については群馬県総合交通センターにお問い合わせください。
自動車検査証等の住所変更届	自動車をお持ちの方 排気量126cc以上の二輪車をお持ちの方	関東運輸局群馬運輸支局 (上泉町399-1)	換地日以降 15日以内に	250ccまでの二輪車 軽自動車届出済証、証明書、印鑑 (代理人の場合は委任状) 250cc以上の二輪車及び自動車 自動車検査証、証明書、印鑑(代理人の場合は委任状)	※車検証や届出済証に記載されている住所と市役所発行の証明書の旧住所が一致しない場合、別途書類が必要となります。 詳細については運輸支局へお問い合わせください。
軽自動車検査証の住所変更届	軽自動車(三輪、四輪)をお持ちの方	軽自動車検査協会 (五代町1047-2)	換地日以降 すみやかに	自動車検査証(原本)、証明書	詳細については軽自動車検査協会へお問い合わせください。

●不動産・法人等の登記について

事柄	該当者	手続先	手続期間	提出書類	摘要
土地建物等不動産の所有者の住所変更登記	実施区域内に住んでいる方で土地、建物を所有している方	前橋地方 法務局 (大手町二丁目3-1 前橋合同庁舎4階)	地番変更区域について →右欄参照	・申請書 ・証明書 ・印鑑	●不動産の登記申請について、必ずしも変更登記等を提出する必要はありませんが、変更登記等を申請される場合は、市役所からの換地処分の通知書を登記申請書に添付してください。 ●地番変更対象となる区域内の土地・建物については、換地日以降、一時変更申請できない期間があります(登記簿の閉鎖手続き期間となるため)。閉鎖解除後の受付となりますので、詳細は法務局にお問い合わせください。 ●申請人が共有者の場合は変更後の事項に「共有者前橋太郎」と共有者を付けて記載してください。 ●証明書の提出により登録免許税は免除になります。 ※(根)抵当権の債務者の住所変更については(根)抵当権者と不動産所有者の共同申請になります。詳細は法務局にお問い合わせください。
土地建物の登記簿上の抵当権、地上権、賃借権、仮登記等権利者の住所変更登記	左記について権利者として登記している方		それ以外の区域について →期限はありません		
会社等の法人の本店、支店及び代表者等の住所変更登記	所在地が変更された結果それらに変更を生じた法人の代表者		本店 →換地日から2週間以内に 支店 →換地日から3週間以内に	・申請書 ・証明書 ・印鑑(法務局登録印)	

●各種業務・営業・所在地届、専門資格等に関する手続きについて

事柄	該当者	手続先	手続期間	提出書類	摘要
法人の県民税・事業税に係る法人の所在地変更届	実施区域内に事務所、事業所等を設けている法人の代表者	前橋行政県税事務所 県税課 事業税係 (上細井町2142-1 前橋合同庁舎内)	換地日以降 お早めに	証明書または登記事項証明書(写しでも可)	変更届の用紙は前橋行政県税事務所にあります(群馬県のホームページからも書式をダウンロードできます)。
登録電気工事業者の住所変更	登録電気工事業者の方	前橋行政県税事務所 (上細井町2142-1 前橋合同庁舎内)	換地日以降 お早めに	詳細は前橋行政県税事務所 総務振興係にお問い合わせください。	
建築士事務所の所在地変更届	建築士事務所の開設者	一般社団法人 群馬県建築士事務所協会 (元総社町二丁目23-7)	換地日から 2週間以内	詳細は群馬県建築士事務所協会にお問い合わせください。	
建築士の住所変更届	建築士の免許を持っている方	一般社団法人 群馬建築士会 (元総社町二丁目5-3 群馬建設会館内)	換地日から 2週間以内	詳細は群馬建築士会にお問い合わせください。	
宅地建物取引士の資格登録簿の住所変更	宅地建物取引士の登録をしている方	群馬県県土整備部 住宅政策課 (大手町一丁目1-1 県庁庁舎22階)	換地日以降 お早めに	・宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 ・証明書	詳細は群馬県県土整備部住宅政策課(宅建業係)にお問合せください。
	宅地建物取引士証を交付されている方			・宅地建物取引士証書換え交付申請書 ・宅建士証	

●各種業務・営業・所在地届、専門資格等に関する手続きについて(続)

<p>県道・一級河川・土木事務所に属する公共用財産の各占有・使用許可証・宅地建物取引業・建設業許可証等の法人または名義人の住所変更届</p>	<p>県道・一級河川・土木事務所に属する公共用財産の各占有・使用許可証を交付されている者(継続者)</p>	<p>前橋土木事務所 (上細井町2142-1 前橋合同庁舎内)</p>	<p>換地日以降 お早めに</p>	<p>詳細は前橋土木事務所にお問い合わせください。</p>	
	<p>宅地建物取引業(主たる事務所が市内にある方、継続者)</p>		<p>換地日から 30日以内に</p>		
	<p>建設業許可証を交付されている方</p>	<p>群馬県県土整備部 建設企画課建設業 対策室 (大手町一丁目1-1 県庁21階南側)</p>	<p>換地日から 30日以内に</p>	<p>詳細は群馬県県土整備部建設企画課建設業対策室(建設業係)にお問い合わせください。</p>	
<p>深夜酒類提供、古物営業許可証、質屋営業許可証、銃砲所持許可証、風俗営業許可証、風俗関連営業届出確認証の記載事項変更届</p>	<p>三河町に住所があり、左記許可証等をお持ちの方と、届出をしてある事業所の代表者の方</p>	<p>前橋警察署 生活安全課 (総社町一丁目9-3)</p>	<p>前橋警察署 にお問い合わせ ください</p>	<p>許可証等、証明書、印鑑</p>	<p>詳細は前橋警察署にお問い合わせ ください。</p>
	<p>朝日町に住所があり、左記許可証等をお持ちの方と、届出をしてある事業所の代表者の方</p>	<p>前橋東警察署 生活安全課 (天川大島町一丁目 8-1)</p>	<p>前橋東警察 署にお問い 合わせくださ い</p>		<p>詳細は前橋東警察署にお問い合 わせください。</p>
<p>労働保険名称、所在地等変更届及び雇用保険事業主事業所各種変更届</p>	<p>労働保険(労災保険・雇用保険)の適用事業所</p>	<p>前橋労働基準監督 署 (大手町二丁目3-1 前橋地方合同庁舎7 階)</p>	<p>換地日翌日 から10日以 内に</p>	<p>労働保険名称・所在地等変 更届、証明書</p>	<p>詳細は前橋労働基準監督署、前 橋公共職業安定所にお問い合 わせください。</p>
<p>労災年金受給権者の住所変更届</p>	<p>労災年金受給権者の方</p>		<p>換地日以降 お早めに</p>	<p>年金たる保険給付の受給 権者の住所変更届、証明 書</p>	<p>届出用紙は前橋前橋労働基準監 督署にあります。詳細は前橋労働 基準監督署にお問い合わせくださ い。</p>

●電力契約の手続について

事柄	該当者	手続先	手続期間	提出書類	摘要
電力会社への住所変更届	電力会社と電気供給契約を結んでいる個人・法人の代表者	ご契約されている電力会社	換地日以降お早めに		詳細はご契約されている電力会社にお問い合わせください。

●その他の手続きについて

・上記以外の各種免許、許可、認可等の住所変更については、法律、条例等に定められた手続をしてください。

・その他、ガス、通信、銀行、保険、勤務先、学校等個人的なもので、住所変更を必要とするものについては、お手数でも皆様ご自身で手続いただきますようお願いいたします。

●市役所以外の官公庁・団体での住所変更手続についてのお問い合わせは以下の表をご覧ください。

前橋年金事務所		027(231)1719(代)
全国健康保険協会(協会けんぽ) 群馬支部		027(219)2100(代)
群馬県総合交通センター 運転免許課		027(253)9300
軽自動車検査協会 群馬事務所(コールセンター)		050(3816)3109
関東運輸局 群馬運輸支局(登録案内・自動)		050(5540)2021 サービスコード037
前橋地方法務局(登記部門)		027(221)4428
前橋行政県税事務所	総務振興係	027(231)2765
	県税課 事業税係	027(234)1800(代)
一般社団法人 群馬県建築士事務所協会		027(255)1333(代)
一般社団法人 群馬建築士会		027(252)2434(代)
群馬県国土整備部	住宅政策課 宅建業係	027(226)3525
	建設企画課 建設業対策室建設業係	027(226)3520
前橋土木事務所		027(234)4224
前橋警察署		027(252)0110(代)
前橋東警察署		027(225)0110(代)
前橋労働基準監督署		027(896)3019(代)
前橋公共職業安定所		027(290)2111(代)